

## 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領

16農会第1493号  
平成17年3月23日  
農林水産事務次官依命通知

### 第1 目的

この事業は、農林水産・食品関連産業などの食料産業等の活動現場において、直面している緊急的に解決すべき諸課題に対し、民間企業等の研究機関が行う短期集中的な研究開発等を支援することにより、研究成果の社会還元を促進し、地域食料産業等の再生に資することを目的とする。

### 第2 事業内容

本事業は、第3に掲げる提案公募区分ごとに、第4に掲げる事業実施主体が次の事業を実施するものとする。

- 1 研究開発（研究開発課題は、提案公募し、別に定めるところにより評価を行った上で採択するものとする。）
- 2 1に定める事業を推進するため、
  - (1) 研究開発課題の推進方法について、調査及び審議を行うため、学識経験者等をもって構成する普及推進会議（以下「推進会議」という。）の設置及び運営
  - (2) 研究開発に関する現地指導及び調査
  - (3) 研究成果の普及等を実施する。

### 第3 提案公募区分

本事業は、以下に定める提案公募区分ごとに行う。

- 1 食品産業と生産者の連携強化
- 2 地域材利用拡大推進
- 3 健全な森林力増進
- 4 水産業構造改革加速化促進
- 5 革新的技術による新生産システムの開発及び地域研究成果最適移転システム支援

### 第4 事業実施主体及び研究期間

- 1 第2の1に掲げる研究開発を行う事業実施主体（以下「研究機関」という。）は、民間企業等の研究機関とし、研究期間は、第3の2及び第3の5にあっては1年、それ以外にあっては2年以内とする。
- 2 第2の2に掲げる事業を推進する事業実施主体（以下「普及推進機関」という。）は、第3に掲げる提案公募区分ごとに次のとおりとする。
  - (1) 第3の1に掲げるものにあつては、社団法人食品需給研究センター
  - (2) 第3の2に掲げるものにあつては、財団法人日本住宅・木材技術センター
  - (3) 第3の3に掲げるものにあつては、社団法人林業機械化協会
  - (4) 第3の4に掲げるものにあつては、社団法人海洋水産システム協会及び社団法人

## マリノフォーラム 21

- (5) 第3の5に掲げるものにあつては、農林水産技術会議事務局長が適当と認めた者及び社団法人農林水産技術情報協会

### 第5 事業の実施等

#### 1 事業実施計画の承認

- (1) 研究機関の長は、別紙様式第1号により、普及推進機関の長は、別紙様式第2号により、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、これを第3に掲げる提案公募区分を所管する各局庁（1にあつては総合食料局、2及び3にあつては林野庁、4にあつては水産庁、5にあつては農林水産技術会議事務局とする。）の長（以下「所管局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 実施計画書の提出があつた場合、所管局長等は実施計画書の内容を審査し、その承認を行うものとする。
- (3) 実施計画書の記載事項の重要な変更（別に定める地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金交付要綱の別表に掲げる変更をいう。）については、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

#### 2 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、1の(2)に係る承認があつたときは、実施計画書に基づき事業を実施するものとする。
- (2) その際、研究機関にあつては、必要に応じて事業の一部を委託して行わせることができるものとし、普及推進機関にあつては、具体的な推進計画を定めた上で推進会議の意見を聴いて事業を実施するものとする。

### 第6 評価

- 1 所管局長等は、本事業の適正な評価を行うため、別に定めるところにより、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業研究課題評価分科会（以下「評価会」という。）を開催するものとする。
- 2 評価会は、本事業における研究開発課題及びその候補について、評価を行うものとする。

### 第7 成果の取扱い

研究機関は、第5の2の(2)の規定に基づき、本事業の一部を委託する場合には、当該委託に係る研究開発の成果たる知的所有権の取扱いについて、研究の開始前に、受託者と十分協議するとともに、必要に応じ普及推進機関からの助言・指導を受けるものとする。

### 第8 成果報告書及び実施報告書の提出等

- 1 研究機関の長は、別紙様式第3号により作成した地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業成果報告書（以下「成果報告書」という。）を、普及推進機関の長は別紙様式第4号により作成した地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業普及推

進実施報告書（以下「実施報告書」という。）を、所管局長等が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 成果報告書の作成に当たっては、普及推進機関は研究機関に対し十分な助言・指導を行うものとする。
- 3 研究機関及び普及推進機関は、農林水産大臣が本事業による成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

## 第9 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に要する経費について別に定めるところにより補助するものとする。

## 第10 国の指導等

国は、本事業が適正かつ円滑に実施されるように事業実施主体を指導するものとし、また、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

## 第11 収益納付

- 1 研究機関は、別紙様式第5号により、補助事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、毎年、事業年度末から90日以内に所管局長等に提出しなければならない。
- 2 所管局長等は、1の報告書に基づき、本事業の実施により研究機関（研究機関が研究開発の一部を委託して行う場合にあつては、研究機関及び受託者）に相当の収益が生じたと認めるときは、次により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について、研究機関に対し、納付を命ずることができるものとする。
  - (1) 補助事業に係る工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は種苗法（昭和22年法律第115号）に基づく登録品種に係る許諾により収益が生じた場合の納付すべき金額は、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したとき（発明又は考案にあつてはそれらの工業所有権出願をしたとき、登録品種にあつてはそれらの品種の登録出願をしたとき）までに第2の1に定める事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに補助事業に関連して支出した研究開発費総額で除して得た値を乗じて得た額とする。
  - (2) 補助事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付すべき額は、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を企業化するまでに第2の1に定める事業の実施に要する経費として交付した補助金総額をそれまでに支出した企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに、当該成果が企業化事業において利用された割合を乗じて得た額とする。
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 第12 その他

- 1 本事業の実施期間は、平成21年度までとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、所管局長等が連名により別に定めるものとする。

別紙様式第1号（第5の1関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施計画書

番 号  
年 月 日

農林水産省所管局長等 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名  
印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領第5の1の規定に基づき事業実施計画書を提出します。

記

- 1 提案公募区分名（本実施要領第3関係）
- 2 研究開発課題名
- 3 研究開発課題の目的  
（研究開発課題の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、研究開発課題の特徴等を概説すること。）
- 4 研究開発課題の内容
  - （1）基礎となる試験研究の概要及び研究開発の目的
  - （2）実施場所及び実施体制（2か所以上に分かれるとき（事業の一部を委託する場合を含む）は、すべて記載すること。）
  - （3）研究開発の内容（研究項目、材料等を具体的に記載すること。）
  - （4）実施方法
  - （5）期待される成果（本事業を実施することにより、どの程度の成果が期待されるか等について具体的に記載すること。）
  - （6）研究開発担当者の氏名及び略歴  
（主任研究員、研究員について記載すること。）
  - （7）その他特記事項

5 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 直接経費	円	円	円	
(1) 研究員費				
(2) 備品費				
(3) 試験研究費				
(4) 研究委託費				
2 間接経費				
計				

- (注) 1 研究委託費の項に係る備考欄には、委託先機関名を記載すること。  
 2 間接経費の項に係る備考欄には、研究委託費を除く直接経費に対する当該経費の比率を%（小数点以下切り上げ）で記載すること。

6 研究開発の完了予定年月日

7 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 直接経費	円	円	円	円	
(1) 研究員費					
(2) 備品費					
(3) 試験研究費					
(4) 研究委託費					
2 間接経費					
計					

(注) 各費目の細目ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

8 添付書類

- (1) 間接経費の使用に関する規定（案）等（間接経費の主な用途及び管理等について定めるもの）
- (2) 大学、独立行政法人等に事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施計画書

番 号  
年 月 日

農林水産省所管局長等 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名  
印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したいので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領第5の1の規定に基づき事業実施計画書を提出します。

記

1 事業の要旨

2 事業の実施方法及び実施体制

3 事業の実施内容

（1）推進会議（開催予定日、構成メンバー等を記載すること。）

（2）現地指導及び調査（研究機関が実施している研究開発課題ごとの現地指導計画を具体的に記載すること。）

（3）研究成果の普及（成果の普及方法等について具体的に記載すること。）

（4）その他研究開発の推進に必要な事業

#### 4 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
普及指導費 (内訳) (1) 推進会議費  (2) 現地指導費  (3) 成果普及費  (4) その他研究開 発に必要な事業 推進費	円	円	円	
計				

- (注) 1 (内訳)の推進会議費の備考欄には、主な支出費目について記載すること。  
2 (内訳)の現地指導費の備考欄には、現地指導を行う推進委員数を延べ人数で記載すること。

#### 5 事業の完了予定年月日

#### 6 収支予算

##### (1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
普及指導費 (内訳) (1) 推進会議費  (2) 現地指導費  (3) 成果普及費  (4) その他研究開 発に必要な事業 推進費	円	円	円	円	
計					

(注) 区分の内訳ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業成果報告書

番 号

年 月 日

農林水産省所管局長等 殿

住 所

機 関 名

代表者氏名

印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領第8の1の規定に基づき事業成果報告書を提出します。

記

- 1 提案公募区分名（本実施要領第3関係）
- 2 研究開発課題名
- 3 研究開発課題の目的  
（研究開発課題の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、研究開発課題の特徴等を概説すること。）
- 4 研究開発課題の内容
  - （1）基礎となる試験研究の概要及び研究開発の目的
  - （2）実施場所及び実施体制
  - （3）研究開発の内容（研究項目、材料等を具体的に記載すること。）
  - （4）実施方法
  - （5）実施結果
  - （6）考 察
  - （7）まとめ
  - （8）今後の問題点
  - （9）特許出願、学会発表等
  - （10）その他特記事項

別紙様式第4号（第8の1関係）

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業普及推進実施報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省所管局長等 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

年度において、下記のとおり地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業を実施したので、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領第8の1の規定に基づき実施報告書を提出します。

記

- 1 事業の要旨
  
- 2 事業の実施方法及び実施体制
  
- 3 事業の実施状況
  - (1) 推進会議
  
  - (2) 現地指導及び調査
  
  - (3) 研究成果の普及
  
  - (4) その他研究開発の推進に必要な事業

年度地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省所管局長等 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業に関する 年度の収益の状況について、地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業実施要領第11の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究開発課題名
- 2 補助事業に係る工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は種苗法に基づく登録品種に係る許諾による収益  
項目名（ ） 円
- 3 補助事業の成果の企業化による収益 円
- 4 企業化に係る総費用 円
- 5 補助事業に関連して支出した研究開発費の総額 円
- 6 補助金の確定額  
年 月 日付け 第 号確定 円
- 7 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合 %  
算定根拠：  
(注) 収益計算書等を添付すること。